

【参考】相続財産管理制度

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続を放棄し、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる※）には、家庭裁判所は申立てにより相続財産の管理人を選任する。

相続財産管理人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させる【民法第951条以下】

■申立人

利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）
検察官

■申立先

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

■申立てに必要な費用

収入印紙800円分、連絡用の郵便切手（申立先の家庭裁判所によって異なる）、官報公告料3,775円

■相続財産管理人

資格は必要ないが、被相続人との関係や利害関係の有無などを考慮して、相続財産を管理するのに最も適任と認められる人が選ばれる。弁護士、司法書士等の専門職が選ばれることもある。

■相続財産管理人の報酬

原則として相続財産から支払われるが、相続財産が少なくて報酬が支払えないと見込まれる時は申立人から報酬相当額（予納金）を裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることはある。

※所有者や相続人が生死不明の場合には、失踪宣告制度（生死不明と
なっている者を死亡したものとみなす制度）がある【民法第30条以下】

出典：裁判所ホームページをもとに作成

